

対象事業ごとの参考項目について

令和6年12月25日(金)

熊本市環境政策課

- 1 対象事業ごとの参考項目の設定方針
- 2 4つの参考項目を追加する対象事業
- 3 大規模建築物・複合事業の参考項目
- 4 その他の対象事業の参考項目の更新

1 対象事業ごとの参考項目の設定方針

(1) 本市の対象事業ごとの参考項目の検討方針

本市の環境影響評価の参考項目は、熊本県を基本としつつ、本市の施策等を踏まえて、「**地域交通**」、「**緑**」、「**電波障害**」、「**風害**」を追加することとしている。

また、熊本県の対象事業に加え、「**大規模建築物**」、「**複合事業**」を追加するため、これらの参考項目を設定するとともに、その他の対象事業の参考項目の更新を検討する。

<環境影響評価の参考項目の検討の方針> ※ 各政令指定都市、九州各県の参考項目を調査

① 4つの参考項目(地域交通、緑、電波障害、風害)をどの対象事業に追加するか

各自治体が「**地域交通**」、「**緑**」、「**電波障害**」、「**風害**」について、環境影響評価を求めている対象事業を整理し、本市の対象事業の参考項目への追加を検討する。

② 大規模建築物・複合事業の参考項目をどのように設定するか

各自治体の「**大規模建築物**」、「**複合事業**」の参考項目の設定状況を整理し、本市のこれらの事業の参考項目の設定を検討する。

③ 上記以外の対象事業の参考項目をどのように更新するか

熊本県の参考項目を基本としつつ、各自治体の参考項目の設定状況を踏まえて、本市の対象事業の参考項目の更新を検討する。

1 対象事業ごとの参考項目の設定方針

(2) 具体的な参考項目の設定イメージ

熊本県の技術指針では、対象事業ごとに下表のとおり参考項目を設定しているため、これを基本に①から③までの視点で本市の対象事業ごとの参考項目を検討する。

① 「地域交通」、「緑」、「電波障害」、「風害」をそれぞれの対象事業に追加するか

(例) 一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考項目

※ 熊本県では合計30事業ごとに下表のような参考項目を設定

② 環境要素の区分		大気環境					水環境			土壌に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との 触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財	
		大気質			騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質								その他の環境要素
		窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量流速等	水の濁り	水位流向等	重要な地形及び地質								日照障害
① 影響要因の区分											重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財		
工事の実施	建設機械の稼働	○		○	○	○													
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		○	○	○													
	切土工等又は既存の工作物の除去								○			○	○	○			○		
	工事施工ヤードの設置																	○	
	工事用道路等の設置																	○	
土地又は工作物の存在及び供用	道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)						○		○		○		○	○	○			○	
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)						○				○								
	自動車の走行	○	○		○	○	○												

③ 対象事業ごとに参考項目(○)を追加する必要はないか

② 「大規模建築物」、「複合事業」の参考項目をどのように設定するか

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(1)-1 各自治体で「地域交通」を設定している対象事業

対象事業ごとに「地域交通」を参考項目に設定している自治体は、さいたま市と川崎市である。各自治体では事業による交通需要の増加に対し、交通量の変化や渋滞が生じる可能性を考慮し、複数の事業に「地域交通(交通混雑)」を参考項目に設定している。

対象事業の種類	影響要因の区分		設定自治体	
			さいたま市	川崎市
一般国道	工事中	供用時	◎	◎
堰			◎	—
放水路			○	—
鉄道			◎	◎
軌道			◎	◎
飛行場			◎	—
電気工作物			◎	—
最終処分場			◎	—
ごみ処理			◎	◎
し尿処理			◎	—
埋立・干拓			◎	◎
土地区画整理事業			◎	—
工業団地造成			◎	—
流通業務団地造成			◎	—
住宅団地造成			◎	◎
下水道終末処理場			○	◎
工場			◎	◎
その他造成			◎	◎
大規模建築物			◎	◎

◎：工事中と供用時の参考項目 ○：工事中の参考項目 —：参考項目に未設定 ■：各自治体で共通の参考項目

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(1)-2 各自治体の「地域交通」の影響要因の区分

開発事業に伴う交通混雑は、都市の円滑な機能を阻害し、経済活動や市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、原則、「**工事中**」と「**供用時**」の両段階で「**地域交通(交通混雑)**」を参考項目として設定している。

○ 「地域交通(交通混雑)」の設定状況

自治体	影響要因の区分		環境要素	事業ごとの設定方針
さいたま市	工事中	資材・機械運搬車両の走行	地域交通 (交通混雑)	原則、すべての事業を対象に選定
	供用時	供用時の自動車等の走行 敷地施設の存在・供用		
川崎市	工事中	資材・機械運搬車両の走行		工事中や供用時の関連車両の走行等により地域交通に影響を及ぼすおそれがある事業を選定
	供用時	供用時の自動車等の走行 施設の供用		

<地域交通(交通混雑)とは>

開発事業が地域の交通状況に与える影響を評価するための重要な指標である。工事中と供用時の両段階で、交通量の変化、渋滞の可能性、公共交通機関への影響などを対象とする。大規模建築物や住宅団地の開発、商業施設の建設、道路・鉄道の整備などの事業に適用される。

各自治体の状況を踏まえ、本市では「**工事中**」と「**供用時**」の両段階で交通量の変化に影響を与える事業を対象に「**地域交通(交通混雑)**」を参考項目に設定する。

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(1)-3 本市で「地域交通」を追加する対象事業

- 「**工事中**」については、熊本県が「**資材・機械運搬車両の走行**」を影響要因として設定している事業を対象に設定する。
- 「**供用時**」については、「**自動車等の走行**」に関して、**新たに大幅な交通量が増加する事業**を対象に設定する。 ※ 交通円滑化に資する道路や鉄道・軌道等は除く。

○ 工事中における「地域交通(交通混雑)」を追加する対象事業

1	道路	2	ダム等	3	鉄道・軌道	4	飛行場	5	発電所
6	最終処分場等	7	公有水面埋立等	8	土地区画整理事業	9	新住宅市街地	10	工業団地
11	新都市基盤整備	12	流通業務団地	13	住宅団地造成	14	農用地造成	15	スポーツ施設等
16	終末処理場	17	工場・事業場	18	豚房施設	19	岩石採取等	20	その他造成
21	大規模建築物								

※青色の網掛けは、工事中における「地域交通(交通混雑)」を追加する対象事業を示す。

○ 供用時における「地域交通(交通混雑)」を追加する対象事業

1	道路	2	ダム等	3	鉄道・軌道	4	飛行場	5	発電所
6	廃棄物焼却施設	7	公有水面埋立等	8	土地区画整理事業	9	新住宅市街地	10	工業団地
11	新都市基盤整備	12	流通業務団地	13	住宅団地造成	14	農用地造成	15	スポーツ施設等
16	終末処理場	17	工場・事業場	18	豚房施設	19	岩石採取等	20	その他造成
21	大規模建築物								

※ピンク色の網掛けは、供用時における「地域交通(交通混雑)」を追加する対象事業を示す。

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(補足) 道路管理者・交通管理者との協議と環境影響評価手続

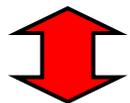
道路管理者・交通管理者との協議

主に供用時

<地域交通に関連する法令> ※ 許認可等にあたって事前協議が必要

① 都市計画法(開発許可) ② 大規模店舗立地法 ③ 道路法

- 事業者が行う敷地内の対策(交通整理員、駐車場必要台数確保等)
- 管理者が行う周辺道路対策(公共交通機関の利用促進、道路改良、信号制御等)



(一般的に上記の協議と環境影響評価手続は併行して行われる)

環境影響評価手続

工事中 + 供用時

◎ 事前協議前の場合

- 事業者「地域交通(交通混雑)」の環境保全措置を求め、各管理者との事前協議において、環境影響評価手続の結果を踏まえた協議を求める。

◎ 事前協議後の場合

- 事業者「事前協議の結果を環境影響評価図書に記載させ、各管理者と適切な対応策について協議済みであることを求める。
- 上記のほか、実行可能な範囲で取り組むことができる環境保全措置を求める。

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(2)-1 各自治体で「緑」を設定している対象事業

対象事業ごとに「緑」を参考項目に設定している自治体は、さいたま市と川崎市である。
 さいたま市ではすべての事業を対象に必要なに応じて「緑の量」を追加することとしており、
 川崎市では、主に都市部における面事業を対象に「緑の量」、「緑の質」を設定している。

対象事業の種類	影響要因の区分		設定自治体	
			さいたま市	川崎市
一般国道	工事中	供用時	△	—
堰			△	—
放水路			△	—
鉄道			△	—
軌道			△	—
飛行場			△	—
電気工作物			△	○
最終処分場			△	—
ごみ処理			△	○
し尿処理			△	—
埋立・干拓			△	○
土地区画整理事業			△	—
工業団地造成			△	—
流通業務団地造成			△	—
住宅団地造成			△	○
下水道終末処理場			△	○
工場			△	○
その他造成事業			△	○
大規模建築物			△	○

各自治体では、工事中の参考項目の設定なし

○：供用時の参考項目 △：事業特性及び地域特性に応じて選定する供用時の参考項目 —：参考項目に未設定

■：各自治体で共通の参考項目

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(2)-2 各自治体の「緑」の影響要因の区分

さいたま市と川崎市では、「供用時」における「緑の量」として「緑被率」や「緑視率」を、さらに川崎市では「緑の質」として「植栽樹種」等を環境影響評価で求めている。

○ 「緑(量又は質)」の設定状況

自治体	影響要因の区分		環境要素	事業ごとの設定方針
さいたま市	供用時	土地・施設が存在	緑の量	事業特性や地域特性に応じて緑被率や緑視率等に関わる全ての事業を選定
川崎市		施設が存在 (緑の回復・育成)	緑の量 緑の質	主として都市的地域における緑の回復・育成を求める事業を選定

<緑の量とは>

主に緑地の面積や植物の本数など、数値で表すことができる緑の物理的な多さを指す。

例えば、公園の面積、街路樹の本数、緑被率などが該当し、比較的測定しやすく、客観的な評価が可能である。

<緑の質とは>

緑地の景観の美しさ、利用者の快適性など機能や価値に関する側面を指す。

地域の在来種の割合や樹齢の高い木の存在なども質的要素として考慮され、専門的な知識を要する場合がある。

各自治体の状況を踏まえつつ、本市では「森の都」を推進するため、**緑豊かな都市づくりに資する事業の「供用時」を対象に「緑の量」と「緑の質」を参考項目に設定**する。

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(2)-3 本市で「緑」を追加する対象事業

緑豊かな都市づくりに効果が高い事業は、**開発許可に伴い緑化協議が必要な事業**であって、**面整備事業など広く緑化が図れる事業**である。

<緑化に関する事前協議>

環境影響評価によって「**ベスト追求型の制度**」へ移行

都市計画法で定める一定規模以上の開発行為や建築基準法で定める建築物等の建築を行う場合に、「開発区域の緑の保全」や「開発区域の緑化」に関して協議することとしている(根拠:熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)。



そのため、主に都市部で行われる面整備事業や大規模建築物の「供用時」を対象に「緑の量」と「緑の質」を参考項目に設定する。

○ 供用時における「緑(量・質)」を追加する対象事業

1	道路	2	ダム等	3	鉄道・軌道	4	飛行場	5	発電所
6	最終処分場等	7	公有水面埋立等	8	土地区画整理事業	9	新住宅市街地	10	工業団地
11	新都市基盤整備	12	流通業務団地	13	住宅団地造成	14	農用地造成	15	スポーツ施設等
16	終末処理場	17	工場・事業場	18	豚房施設	19	岩石採取等	20	その他造成
21	大規模建築物								

※ ピンク色の網掛けは、供用時における「緑(量・質)」を追加する対象事業を示す。

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(3)-1 各自治体で「電波障害」を設定している対象事業

対象事業ごとに「電波障害」を参考項目に設定している自治体は、札幌市、さいたま市、川崎市である。電波の伝播に影響を与える可能性のある事業を対象としており、**各自治体では共通して、「大規模建築物」を対象**としている。

対象事業の種類	影響要因の区分		設定自治体		
			札幌市	さいたま市	川崎市
一般国道	工事中	供用時	—	△	○
鉄道			—	△	○
軌道			—	△	○
飛行場			—	○	—
電気工作物			—	○	○
ごみ処理			—	△	○
し尿処理			—	△	—
工業団地造成			—	△	—
流通業務団地造成			—	△	—
住宅団地造成			—	—	○
下水道終末処理場			—	△	—
工場			—	△	○
その他造成			—	—	○
大規模建築物			○	○	○

各自治体では、工事中の参考項目の設定なし

○：供用時の参考項目 △：事業特性及び地域特性に応じて選定する供用時の参考項目 —：参考項目に未設定
 ■：各自治体で共通の参考項目

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(3)-2 各自治体の「電波障害」の影響要因の区分

テレビ塔からの距離、地形などの地域特性と建造物の位置や大きさなどによって、「電波障害」が生じるおそれがあることから、「供用時」において「電波障害」を参考項目として設定している。

自治体	影響要因		環境要素	事業ごとの設定方針
札幌市	供用時	施設の存在	電波障害	大規模建築物の設置の事業に選定。
さいたま市		施設の存在 列車や飛行機 の運行		大規模建築物の設置やその他の工作物の設置、列車の走行・航空機の運行等の事業に選定
川崎市				大規模建築物の設置や高架道路、高架鉄道等の工作物の設置、列車の走行又は航空機の飛行の事業に選定

※ さいたま市や川崎市では、都市化により事業場と住居等が近接する機会が多いため、複数の事業を対象に参考項目として設定している。

<電波障害とは>

建築物や構造物の建設によって、テレビ・ラジオ放送や無線通信などの電波の伝播が妨げられ、その受信品質が低下する現象である。高所での列車の走行や航空機の離着陸により一時的に電波の受信が遮断される場合も含む。

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(3)-3 本市で「電波障害」を追加する対象事業

各自治体の状況等を踏まえ、主に都市部で住居等に近接して実施される**大規模建築物**の「**供用時**」を対象に「**電波障害**」を参考項目に設定する。

※ **その他の事業は、事業特性や地域特性に応じて、追加で対応が可能である。**

○ 電波障害による生活環境への影響のおそれがある場合

本市の技術指針では、「**必要に応じて参考項目以外の項目に対しても環境影響評価を求めることができる規定**」を設けることとしている。

そのため、**大規模建築物以外の事業であって、住居等に近接して「電波障害」を生じるおそれがある場合は、この規定を踏まえて事業者**に環境影響の評価を求める。

○ 供用時における「電波障害」を追加する対象事業

1	道路	2	ダム等	3	鉄道・軌道	4	飛行場	5	発電所
6	最終処分場等	7	公有水面埋立等	8	土地区画整理事業	9	新住宅市街地	10	工業団地
11	新都市基盤整備	12	流通業務団地	13	住宅団地造成	14	農用地造成	15	スポーツ施設等
16	終末処理場	17	工場・事業場	18	豚房施設	19	岩石採取等	20	その他造成
21	大規模建築物								

※ ピンク色の網掛けは、供用時における「電波障害」を追加する対象事業を示す。

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(4)-1 各自治体で「風害」を設定している対象事業

対象事業ごとに「風害」を参考項目に設定している自治体は、札幌市、さいたま市、川崎市である。風環境に影響を与えるおそれのある事業を対象としており、**各自治体では共通して、「大規模建築物」を対象**としている。

対象事業の種類	影響要因の区分		設定自治体		
			札幌市	さいたま市	川崎市
一般国道（高架式）	工事中	供用時	—	—	○
鉄道（高架式）			—	—	○
軌道（高架式）			—	—	○
その他造成			—	—	○
住宅団地造成			—	—	○
大規模建築物			○	△	○

各自治体では、工事中の参考項目の設定なし

○：供用時の参考項目 △：事業特性及び地域特性に応じて選定する供用時の参考項目 —：参考項目に未設定
■：各自治体で共通の参考項目

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(4)-2 各自治体の「風害」の影響要因の区分

札幌市、さいたま市、川崎市では、都市部の高層ビルや大規模建築物の増加に伴い、建物周辺の風環境が変化するおそれがあるため、「供用時」において「風害」を参考項目として設定している。

自治体	影響要因の区分		環境要素	事業ごとの設定方針
札幌市	供用時	施設の存在	風害	大規模建築物の設置の事業に選定
さいたま市				大規模建築物の設置や高架道路、高架鉄道事業等の工作物の設置の事業に選定
川崎市				

※ 川崎市では、都市化により事業場と住居等が近接する機会が多いため、複数の事業を対象に参考項目として設定している。

<風害とは>

建築物による局所的な強風が周辺に及ぼす風の変化を指す。歩行者レベルの風環境を主な対象とし、風速の変化などのシミュレーションで評価する。安全性と快適性の観点から風速や頻度を分析し、必要に応じて建物形状の調整や防風対策を行う。

2 4つの参考項目を追加する対象事業

(4)-3 本市で「風害」を追加する対象事業

各自治体の状況等を踏まえ、主に都市部で住居等に近接して実施される**大規模建築物**の「**供用時**」を対象に「**風害**」を参考項目に設定する。

※ **その他の事業は、事業特性や地域特性に応じて、追加で対応が可能である。**

○ 風害による生活環境への影響のおそれがある場合

本市の技術指針では、「必要に応じて参考項目以外の項目に対しても環境影響評価を求めることができる規定」を設けることとしている。

そのため、大規模建築物以外の事業であって、住居等に近接して風害を生じるおそれがある場合は、この規定を踏まえて事業者に環境影響の評価を求める。

○ 供用時における「風害」を追加する対象事業

1	道路	2	ダム等	3	鉄道・軌道	4	飛行場	5	発電所
6	最終処分場等	7	公有水面埋立等	8	土地区画整理事業	9	新住宅市街地	10	工業団地
11	新都市基盤整備	12	流通業務団地	13	住宅団地造成	14	農用地造成	15	スポーツ施設等
16	終末処理場	17	工場・事業場	18	豚房施設	19	岩石採取等	20	その他造成
21	大規模建築物								

※ ピンク色の網掛けは、供用時における「電波障害」を追加する対象事業を示す。

3 大規模建築物・複合事業の参考項目

(2) 「複合事業」の参考項目

複合事業では、各事業の事業特性に基づき、環境影響評価を求める必要があるため、本市の技術指針に次の文言を追加し、環境影響評価を求める。

複合事業においては、それぞれの事業特性を考慮し、**関連する対象事業の参考項目を適切に組み合わせて選定するものとする。**

○ 複合事業の参考項目イメージ（住宅団地の造成の事業 + スポーツ施設等の設置）

② 環境要素の区分		大気環境			水環境				土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス	文化財	
		大気質	騒音	振動	水象	水質			地下水	その他の環境要素									
						窒素酸化物	粉じん等	騒音		振動									流量流速等
① 影響要因の区分																			
工事の実施	雨水の排水																		
	造成工事及び工作物の設置																		
	建設機械の稼働	○	○	○	○														
	資材及び機械の運搬に用いる車両の走行	○	○	○	○							○							
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の改変)				○														
	構造物の存在								○										
	自動車の走行	○		○	○							○							

面事業は、各事業で共通項目が多数

スポーツ施設等の設置として設定

住宅団地の造成の事業として設定

4 その他の対象事業の参考項目

(1) 熊本県の参考項目からの追加

熊本県の技術指針で定めている対象事業の参考項目と他の自治体で設定している参考項目を比較した結果、熊本県では、ほぼ全ての項目を参考項目に設定している。

そのため、熊本県の参考項目を基本として、近年の公害苦情の発生状況や県内の環境影響評価の事例、市域での環境に関する動向や施策を踏まえて、追加が必要な参考項目の検討を行う。

○ 追加検討が必要な対象事業と参考項目

- 熊本県が定めていない参考項目のうち、複数の自治体が共通して定めている参考項目として、「工場・事業場の悪臭」と「埋立・干拓事業における底質」がある。
- 本市では、工場・事業場の悪臭に関する苦情が継続的にあること、埋立・干拓事業において底質に関する知事意見が述べられていることから追加の必要性が高い。
- また、各自治体では、熊本県が「温室効果ガス」を参考項目として設定している対象事業以外の事業に対しても参考項目として設定している。

4 その他の対象事業の参考項目

(2) 工場・事業場における「悪臭」の追加

- 令和4年度の本市の公害苦情発生件数は204件で、そのうち悪臭は44件。
- 製造業の悪臭の公害苦情発生件数は4件あり、過去10年間ほぼ毎年数件の苦情が発生。

○ 工場等における「悪臭」の設定状況

対象事業	参考項目	設定している自治体	熊本県の対象事業
工場・事業場	悪臭	さいたま市、川崎市、福岡市、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県	県条例では処分場、廃棄物焼却施設、し尿処理施設、下水処理場、豚房施設事業に悪臭を設定

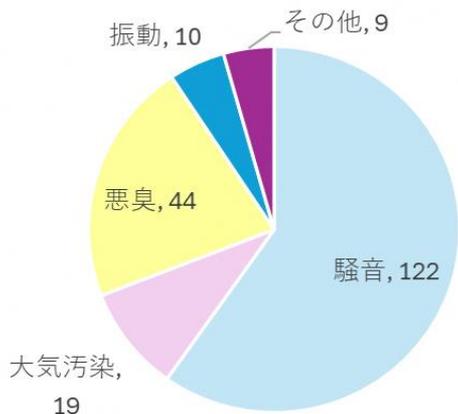


図1 令和4年度熊本市公害苦情発生件数

出典:熊本市環境調査等報告書(令和4年度実績)

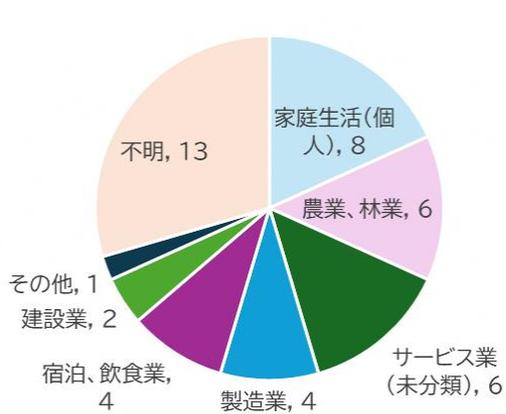


図2 令和4年度の熊本市の悪臭に係る発生源別公害苦情発生件数

出典:熊本市環境調査等報告書(令和4年度実績)

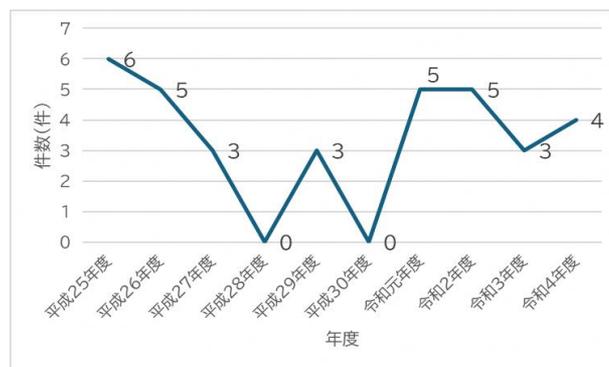


図3 熊本市の製造業の悪臭に係る公害苦情発生件数の推移

出典:熊本市環境調査等報告書(平成25~令和4年度実績)

工場・事業場から悪臭の影響を低減するため、参考項目に「**悪臭**」を追加する。

4 その他の対象事業の参考項目

(3) 埋立・干拓事業における「底質」の追加

- 近年実施されている熊本県の2件の事業(長洲港土砂処分場整備事業、住吉漁港土砂受入地整備事業)では、知事意見により「底質」の追加が述べられ、項目を追加している。

○ 埋立・干拓における「底質」の設定状況

対象事業	参考項目	設定している自治体	熊本県の対象事業
埋立・干拓	底質	川崎市、福岡県、大分県、長崎県	県条例では、堰、最終処分場、火力・風力発電所に底質を設定

熊本市の沿岸域には有明海・八代海に面した広大な干潟が存在し、多様な生物の生息環境として重要な役割を果たしている。また、これらの干潟は、水産資源の保全や水質浄化機能の面でも重要な価値を有する。

環境保全上の必要性

埋立・干拓事業により、底質の性状変化や有害物質の巻き上げなど干潟の生態系や水産資源に重大な影響を及ぼす可能性がある。

本市の重要な地域特性である干潟環境の保全等に対応するため、埋立・干拓事業における「工事中」と「供用時」に「底質」を追加する。

4 その他の対象事業の参考項目

(4) 対象事業への「温室効果ガス」の追加

本市では、近隣の市町村で構成する熊本連携中枢都市圏共同で、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、脱炭素社会の実現に向けた施策を推進している。

この計画では、各市町村が共同して「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けて取組を推進することとしている。

【具体的な取組】

「オフィス・店舗・工場等への再生可能エネルギーの導入」、「エネルギーの面的利用(近隣施設での余剰熱利用など)」、「ZEH・HEMS、ZEB・BEMS等の導入促進」、「次世代エコカーの購入、利便性の高い公共交通の提供」、「都市緑化への協力(庭木や緑のカーテンの植栽、プランターの設置など)」などのハード・ソフトの様々な取組。

温室効果ガス排出削減は、国及び市施策において重要な環境要素であるため、大規模な開発にあたる対象事業は、事業者に環境保全の取組を求めることが重要である。

 温室効果ガスの排出が予測される全ての対象事業※において、**建設工事段階から施設の供用段階に至るまで、温室効果ガスを参考項目として設定する。**

※ 供用後に温室効果ガスの排出がない事業は工事中のみ対象(例:農地造成など)

4 その他の対象事業の参考項目

(4) 対象事業への「温室効果ガス」の追加

温室効果ガスは、施設の供用時だけでなく、建設工事中的の影響も考慮し、事業全体を通じて、削減に対する配慮が必要である。

- 「**工事中**」については、**全事業を対象**とし、低燃費型建設機械等の積極的な使用など環境に配慮した工事を促す。
- 「**供用時**」については、「① 継続して温室効果ガスが発生する事業(燃焼行程のある事業等)」、「② 新たに大幅に交通量が増加する事業」とし環境影響の低減を促す。

① は、発電所(火力)、廃棄物焼却施設、工場・事業場、豚房施設 の4事業に設定する。

② は、土地区画整理事業、新住宅市街地、工業団地、新都市基盤整備、流通業務団地、住宅団地造成、スポーツ施設等、大規模建築物 の8事業に追加する。

○ 供用時における「温室効果ガス」を追加する対象事業

1	道路	2	ダム等	3	鉄道・軌道	4	飛行場	5	発電所(火力)
6	最終処分場等	7	公有水面埋立等	8	土地区画整理事業	9	新住宅市街地	10	工業団地
11	新都市基盤整備	12	流通業務団地	13	住宅団地造成	14	農用地造成	15	スポーツ施設等
16	終末処理場	17	工場・事業場	18	豚房施設	19	岩石採取等	20	その他造成
21	大規模建築物								

※ ピンク色の網掛けは、供用時における「温室効果ガス」を追加する対象事業を示す。

(まとめ) 本市の対象事業ごとの参考項目

① 4つの参考項目(地域交通、緑、風害、電波障害)をどの対象事業に追加するか

地域交通(交通混雑)	<u>「工事中」の工事車両の走行</u> や <u>「供用時」の交通量変化</u> に影響を与えるおそれがある対象事業に参考項目として設定。
緑(量・質)	<u>緑化協議が必要な事業</u> であって <u>面整備事業など広く緑化が図れる事業</u> を対象参考項目として設定。
風害・電波障害	<u>大規模建築物の設置の事業</u> を対象に参考項目として設定。

② 大規模建築物・複合事業の参考項目をどのように設定するか

大規模建築物	<u>熊本県の構造物の建設等の事業の参考項目を基本</u> として、 <u>大規模建築物に特有の「電波障害」や「風害」</u> 等を参考項目として設定。
複合事業	関連する対象事業の参考項目を適切に組み合わせて選定。

③ 上記のほか、対象事業ごとに参考項目を追加する必要があるか

<u>工場・事業場</u>	公害苦情の状況を踏まえ、「 <u>悪臭</u> 」を参考項目に設定。
<u>埋立・干拓事業</u>	これまでの県知事意見を踏まえ、「 <u>底質</u> 」を参考項目に設定。
その他の事業	<u>温室効果ガスの排出が予測される全ての事業</u> を対象に「 <u>温室効果ガス</u> 」を参考項目として設定。



詳細は、資料5-2の「対象事業ごとの参考項目(別表第1-31)」のとおり